

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|----|----|-----|----|----|----|---|---|---|----|----|--------|---|---|
| 文書分類番号 | 00 | 09 | 03 | 002 | 永年 | 起案 | 平成 | 年 | 月 | 日 | 決裁 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 議長 | 副議長 | 局長 | 次長 | 主査 | 主査 | 担当 | | | | | | | 文書取扱主任 | | |

第 16 回 厚生常任委員会 会議録

| | | | |
|------------------------------|-------------------------------------|--------------|--------------|
| 開催年月日 | 平成 20 年 7 月 10 日 (木曜日) | 開会 13 時 59 分 | 閉会 14 時 40 分 |
| 開催場所 | 第三委員会室 | | |
| 出席委員 | 山口、荒木、渡辺、堀、酒井 | 事務局 | 田湯次長 |
| | 委員外～清水、水口 | | 寺嶋主査 |
| 欠席委員 | 堀田 | | |
| 説明員 | 別紙のとおり | 議件 | 別紙のとおり |
| 議 事 の 概 要 | 1 所管からの報告事項について | | |
| | 次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。 | | |
| | (1) 微量採血のための穿刺器具について | | |
| | (2) 生活保護費詐欺事件の損害賠償請求に係る提訴について | | |
| | (3) 詐欺事件・覚せい剤取締法違反事件の判決について | | |
| | 2 その他について | | |
| | なし | | |
| | 3 次回委員会の日程について | | |
| | 正副委員長に一任することとした。 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 ㊟ | | | |

平成20年7月9日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年7月8日付け滝議第65号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

| | |
|----------------|---------|
| 市民生活部市民課長 | 榎 木 康 人 |
| 市民生活部市民課副主幹 | 堀 勝 一 |
| 保健福祉部長 | 狩 野 道 彦 |
| 保健福祉部参事 | 佐々木 邦 義 |
| 保健福祉部福祉課長 | 橘 弘 恭 |
| 保健福祉部福祉課副主幹 | 国 嶋 隆 雄 |
| 保健福祉部福祉課主査 | 越 前 充 |
| 保健福祉部健康づくり課副主幹 | 織 田 恵 子 |

(総務部総務課総務グループ)

第16回 厚生常任委員会

H20. 7. 10(木)14:00～
第三委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

（1）微量採血のための穿刺器具について

（資料）市 民 課

《保健福祉部》

（2）生活保護費詐欺事件の損害賠償請求に係る提訴について

（資料）福 祉 課

（3）詐欺事件・覚せい剤取締法違反事件の判決について

（資料） 〃

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 16 回 厚生常任委員会

H20. 7. 10(木) 14時00分

第三委員会室

開 会 13:59

委員動静報告

委員 長 堀田委員欠席。委員外～清水、水口。水口委員外議員はおくれて来る予定。プレス空知、北海道新聞、朝日新聞、毎日新聞の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委員 長 (1)について説明願う。

(1)微量採血のための穿刺器具について

榎木課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 ① ただ今の報告と先日の滝川市立病院が該当するという新聞報道が関連があるのかないか伺う。

② どこかに何かの名簿がないのか伺う。

榎木課長 ① 報道は確か製剤の関係だったと思う。今回は採血の器具の使用方法についてなので全く関係ない。

② 記載していただくことなく検査をしていたので名簿はない。

委員 長 他に質疑はあるか。

酒 井 ① 国内に感染事例がなく感染の可能性は極めて低いとのことだが、感染した場合、ウイルス性肝炎進行防止対策医療助成の事業の対象になると書いてあるが、実際にはどのような流れになるのか。

② こうした部分での感染ではなくウイルス性肝炎にかかっている方もいるかもしれないわけだが、そうした場合にどのように整理していくのか伺う。

③ 検査費用について、一人当たり3,440円とのことだが、来られる人数についてどのくらいと考えているのか。予算規模としてはどのくらいと考えているのか伺う。

④ 先ほど渡辺委員の質疑で名簿はないとのことだったが、基本的に来られた市民の方は検査を受けられることになるのか。

榎木課長 ① 現段階でもし方が一ウイルス性肝炎に感染していたという場合で話をすると、今回こちらでするのは感染しているかしていないかの検査である。検査までと、もし感染していたら精密検査を勧奨するということである。費用については、1回払うが後で全額戻る。ウイルス性肝炎進行防止対策医療助成事業というのがあるので、保健所に行って相談していただくというところまでである。

② もしほかの原因でウイルス性肝炎にかかっていた場合についても、先ほど言ったような指導になる。

③ 平成11年から17年までの延べ人数1,980人の中で血糖値測定を行った方ということで、正直何人ぐらいと言うのは難しい。1年間で300人近くがコーナーを利用されていることと、同じ方で利用されている方が結構おられることを考えて500人くらいと思っている。

④ 平成11年から17年までそのコーナーに行って血糖値を測定した方は全員受けられる。明らかに18年、19年にしたという方については必要ないが、お年寄りが結構多いので、17年か18年かわからない方もおられると思うが、そういった方については検査していただこうと思っている。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。(2) について説明願う。

狩野部長 (2) 生活保護費詐欺事件の損害賠償請求に係る提訴について
委員 長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (2) については報告済みとする。(3) について説明願う。

狩野部長 (3) 詐欺事件・覚せい剤取締法違反事件の判決について
(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 きょう、昨日の新聞では両被告が控訴したという記事が出ているが、この辺については弁護士と対応していきたい。

渡 辺 説明が終わった。質疑はあるか。

委員 長 判決の中で平成 18 年 3 月 12 日に片倉勝彦が高規格のストレッチャータクシーを持ちかけてきたわけだが、基本的には 20 万円、滝川市立病院に立ち寄ったら 2 万円増し、延長 1 時間 2 万 5,000 円とか料金体系のような数字を所管から何回か聞いたと思う。1 カ所立ち寄ると 5 万円増しというようなことを述べられていたと思うが、何カ所か立ち寄ったらすぐに 20 万円くらいになるわけで、ずいぶんおかしな話と感じた。その事実関係について伺う。また、これまで所管から発表がなかった理由について伺う。

橘 課 長 資料を昨年 11 月 29 日の第 7 回厚生常任委員会で配付させていただいている。第 6 回の厚生常任委員会で資料請求があって提出したもので、給付要否意見書、タクシーの見積書、請求書などいろんな書類を提出している。その中で資料提出とあわせて酒井委員から質問があり、一部提出したものには黒塗りがあって、その部分を含めて基本料が 20 万円、札幌市内病院間で移動した場合の加算額が 5 万円、滝川市立病院、当時は言わなかったが滝川市内の病院を経由すると 2 万円の加算ということで説明している。

渡 辺 そこに黒塗り等はなかったか。間違いなく 5 万円増とあったことを確認する。
(はい) 了解した。

委員 長 委員外議員は後でお願いします。ほかに委員からあるか。

渡 辺 監査委員からの文書滝監第 22 号について、定期監査報告なので所管だけでなくその他も全部だが、実は 9 月の定例会の清水議員の質疑の中でも 1 枚だけ議会に 7 月 26 日付の監査報告が入っていたが、あと 5 枚程度報告していると言っている。それはこの事件に関係があると思うが、1 枚ものの続きの部分所管に伺いたい。監査なので所管かどうかはわからないが、関連があると思うのでいかがか。

委員 長 渡辺委員、それは資料請求か。定期監査報告の資料請求なのか。休憩する。

休 憩 14 : 25
再 開 14 : 30

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開する。渡辺委員から資料請求のあった件について、ほかの委員はいかがか。

酒 井 委員 長 そうした資料を所管で出せるということなら提出する必要があると思う。資料請求することでよいか。(よし) 他に質疑はあるか。(なし) ないようなので清水委員外議員。

清水委員外議員 渡辺委員の札幌の病院の場合、1 カ所 5 万円ということについては、18 年 6 月 18 日の見積書のことを言っていると思う。これで示されているのは経由の加算

額が5万円という形で、当時黒塗りの部分についてはこう書いてあるという説明はなかった。先ほどの答弁では答えたとのことだったが、黒塗りのところに何と書いてあるのか答えていただきたい。

橘 課 長

黒塗りについては自宅から札幌までの基本額が20万円で、札幌の北大病院からもう一つの病院を経由した場合の加算額ということである。2万円については滝川市立病院を経由した場合である。確か当時お答えしたと聞いている。

清水委員外議員

これで言うと黒塗りしているのは7文字で、例えば「北大病院以外の」で終わってしまう。冒頭陳述での北大病院以外の1カ所当たり5万円の加算という表現はここに入りきらない。きちんと書面でそのことが書かれているのかを確認したい。書面と違うことが冒頭陳述に出ていたことで、実は書面と違う冒頭陳述のほうがお互いの了解事項だったのではないか。それとも北大病院以外に2カ所行ったら5万円、5万円の30万円ということが書いてあるのかを確認したい。

橘 課 長

これは北大病院から当時、片倉勝彦、ひとみが通院していた病院の名前である。北大から1カ所の病院だけの経由ということである。

清水委員外議員

① この見積書はいつまで有効だったのか伺う。
② 北大以外の1つの病院以外を経由して5万円を加算した実績があるのかなのか伺う。

橘 課 長

① 6月18日の見積書については、4カ月後に再度見積書を徴して備考欄に超過分ということで介助、またはドライバー派遣料を含む1時間2万円という見積書も黒塗りだと思いが提出している。見積もりについてはずっと有効である。

清水委員外議員

① 冒頭陳述では3月13日に診断書が出され、そこでは高規格のストレッチャータクシーが必要ということで、公判で初めて明らかになった。これまで委員会にそのことを伏せてきた理由を伺う。
② 結局18年11月以降、超過加算の見積書は1時間当たり2万5,000円だが、全部5万円区切りである。例えば27万5,000円とか32万5,000円といったことが1回もない。きょうは2時間延びたとか、このあたりの検証をきちんとしていたのか伺う。

橘 課 長

①② 今の件については、既に全員協議会でお話しているので確認いただきたい。

委員 長

ほかに何かあるか。

酒 井

冒頭陳述で述べられていた3月13日の分の診断書を資料請求する。

越前主査

確認させていただきたい。3月13日の診断書は、申請時に上がってきた診断書という解釈でよいか。(よし) 了解した。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (3)については報告済みとする。

2 その他について

委員 長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員 長

次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第16回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 14:40